

電気通信事業法施行規則の一部改正について

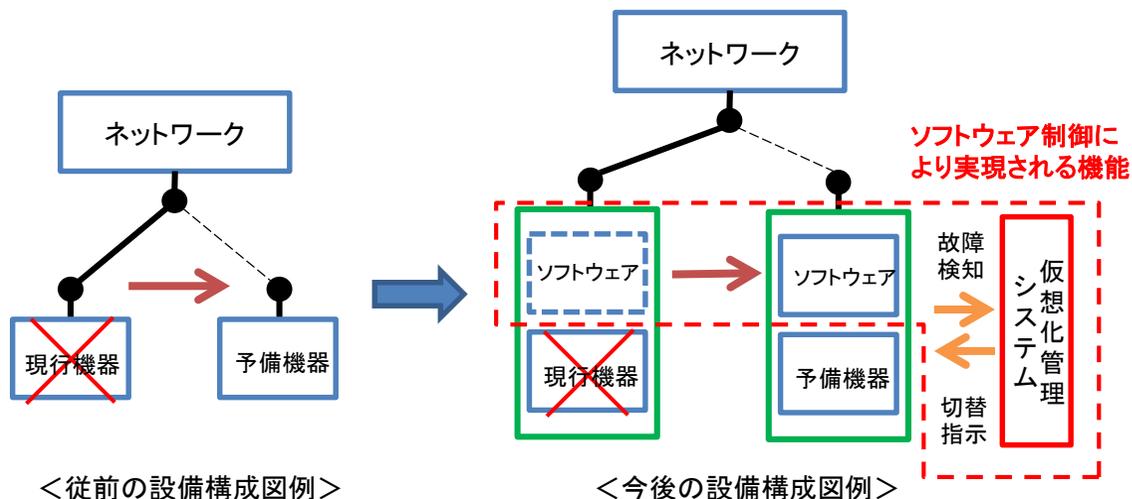
—通信ネットワークのソフトウェア化・仮想化の進展等に対応した電気通信設備に関する制度整備—

令和元年7月
総務省 総合通信基盤局
電気通信技術システム課

ネットワーク構成の把握の在り方

課題・論点

- 電気通信事業者による技術基準適合自己確認の届出書類(ネットワーク構成を説明する設備構成図や技術基準適合性に関する説明書等)は、主としてハードウェア設備の構成等を中心に記載されているが、仮想化技術の導入により機能の一部がソフトウェア制御により実現される状況も生じている中で、設備構成の全容を適切に把握することが必要。



検討結果

- 技術基準適合自己確認の届出書類に係る規定の改正及びこれを補足するためのマニュアル等の整備を行い、ソフトウェア制御により実現される機能の構成等を含めた記載を求めるとともに、その運用に関して各事業者の共通認識が図られるよう措置することが適当。

電気通信事業法施行規則(省令)の一部改正

【改正規定】

第27条の5第1項

【改正概要】

通信ネットワークのソフトウェア化・仮想化の進展を踏まえ、電気通信事業者が事業用電気通信設備の技術基準適合自己確認の届出を行う設備構成図及び技術基準への適合性に関する説明書について、従来のハードウェアを中心とする内容に加えて、ソフトウェアが制御することにより仮想化した機能の論理的な構成図及び仮想化技術の特性を利用した対策等に関する説明書を含めることとする。

【施行期日】

公布の日から施行する。